

令和5年度 児童福祉施設等の指導監査等実績

1 3月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数 (R5.4.1 時点)	実 績 (R6.3.31 時点)
保育所 (休止施設(1件)を除く)	66	40
保育所型認定こども園	1	0
母子生活支援施設	1	1
幼保連携型認定こども園	13	2
小規模保育事業 A 型 (休止施設(1件)を除く)	45	22
認可外保育施設 (休止施設(3件)を除く)	59	33

2 指摘件数等内訳

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
保育所、保育所型認定こども園、 母子生活支援施設		41	5	18
施設運営 管理体制	利用定員		0	0
	運営管理		3	0
	職員の配置状況		0	3
	諸規程等の整備状況		2	6
	財務管理の状況		0	3
職員確保 と職員処 遇の充実	労務管理		0	6
	職員の健康診断		0	2
	職員の確保及び資質向上		0	0
防災対策の 充実強化	非常災害対策の状況		0	8
入所者処 遇の充実	保育の計画及び評価		1	5
	健康及び安全		0	1
	サービスの質の向上		0	0
	秘密保持等		0	0
	その他		0	0
	食事		0	2
	食事に関する衛生管理		0	0
入所者の生活 環境等の整備	衛生管理等		0	0
指摘件数合計			6	36

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したもの。以降同じ。

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
幼保連携型認定こども園		2	0	2
教育・保 育環境の 整備	設備基準		0	0
	学級編成		0	0
	教育・保育を行う期間・時間		0	0
	職員配置		0	0
	諸規程等の整備状況		0	0
	職員の確保・定着促進及び資質向上		0	1
教育・保 育内容	目標・全体的な計画		0	0
	指導計画・記録		0	0
	指導要録		0	0
	サービスの質の向上		0	0
	保護者に対する支援、子育て支援		0	0
健康・安 全・給食	健康の保持増進		0	0
	事故防止・安全対策		0	2
	給食の適切かつ衛生的な提供		0	1
指摘件数合計			0	4

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
小規模保育事業 A 型	22	7	11
利用定員		0	0
運営管理		2	0
職員の配置状況		0	0
重要事項に関する規定		5	4
会計		0	4
労務管理		2	7
職員の健康診断		0	2
職員の知識及び技能の向上等		0	1
非常災害対策		0	3
保育の計画及び評価		2	5
健康及び安全		2	1
苦情への対応		0	0
個人情報の保護		0	0
その他		0	0
食事		0	5
食事に関する衛生管理		0	0
衛生管理等		0	0
指摘件数合計		13	32

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
認可外保育施設	33	6	10
保育に従事する者の数及び資格		1	0
保育室等の構造設備及び面積		0	0
非常災害に対する措置		1	2
保育室を 2 階以上に設ける場合の条件		0	0
保育内容		0	0
給食		0	1
健康管理・安全確保		4	6
利用者への情報提供		0	5
備える帳簿等		1	1
指摘件数合計		7	15

3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

(1) 保育所、保育所型認定こども園、母子生活支援施設

- 運営管理
 - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。

- 保育の計画及び評価
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。

(2) 幼保連携型認定こども園

- 令和5年度は文書指摘事項なし。

(3) 小規模保育事業 A 型

- 運営管理
 - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。

- 重要事項に関する規定
 - ・ 重要事項に関する規定の内容について、実態との整合性を図るとともに、保育企画課に変更の届出を行うこと。

- 保育の計画及び評価
 - ・ 保育所の保育方針や目標及び、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が計画的に構成され、かつ保育所での生活全体を通じて総合的に展開されるように、「全体的な計画」を作成すること。（計画の作成にあたっては、子どもや家庭の状況、地域の実態等を考慮した長期的見通しを立てるとともに、当該計画に基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、保育所が創意工夫して保育を行うことができる内容とすること。）
 - ・ 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。
 - ・ 保育の計画や保育の記録を通して自らの保育実践を振り返り（保育士等の自己評価）、その専門性の向上や保育実践の改善に努めること。
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。

- 健康及び安全
 - ・ 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。

(4) 認可外保育施設

- 保育に従事する者の数及び資格
 - ・ 総乳幼児数に対して必要となる保育に従事する者の数の内、3分の1以上は有資格者（保育士、看護師又は准看護師）を配置すること。

- 非常災害に対する措置
 - ・ 有資格の防火管理者を選任し、届出すること。
 - ・ 非常災害を想定した避難消火等の訓練を毎月1回以上実施し、その結果の記録を残すこと。

- 健康管理・安全確保
 - ・ 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。

- 備える帳簿等
 - ・ 届出事項に変更を生じた場合、変更の日から1月以内に市（保育企画課）に届け出ること。